

7-2. 教職員の再任用の選考基準等(平成26年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 選考基準等
1 北海道	健康状態や過去3年間の勤務実績、さらには働く意欲などを考慮し選考を行う。
2 青森県	再任用を希望する者は、明らかに職務能力等に問題があると認められる場合を除き、再任用の選考の対象とする。 選考にあたっては、職員の意向を基本としつつ、適性、職務経験、退職時の職位等やその時点での教職員定数及び任用状況などを総合的に勘案して行うこととする。
3 岩手県	【県立学校】 選考は、退職前の勤務実績等に基づく書類審査等(健康、職務に必要な資格免許の確認を含む。)により行う。ただし、次の(1)～(3)に該当する者は、必要に応じて面接等を行う。 (1)新規給付制度の昇給区分において、勤務実績が「やや良好でない」若しくは「良好でない」とされたことがある者、又は勤勉手当区分において、勤務実績が「良好でない」とされたことがある者。(育児休業・自己啓発休業・介護休暇による場合を除く。) (2)指導が不適切である教諭等に関する人事事務により、校内研修を実施したことがある者。 (3)その他再任用の職務を全くできないおそれがある者。
4 宮城県	・対象者 改正法及び再任用条例で規定する対象者 ・選抜方法 ①従前の勤務実績、再任用職に関する勤務意欲、健康状態等を総合的に検討し、決定するものとする。 ②再任用職員の勤務形態の別、短時間勤務の場合の勤務時間数は、再任用の内定時に通知する。なお、配属先の決定は定期人事異動時に併せて行う。
5 秋田県	(1)退職前直近3年間における勤務成績 (2)退職前に有していた知識、技能、資格等の保持状況 (3)再任用しようとする職に対する意欲及び適性 (4)退職前の経験等 (5)健康状態
6 山形県	勤務実績及び、提出された書類等(再任用選考申出書、健康状態等申出書)に基づき選考を行う。
7 福島県	下記提出書類、面接、従前の勤務実績等を総合して選考する。 提出書類 1 志願書 2 履歴書 3 免許状の写し又は免許状授与証明書 4 健康診断書
8 茨城県	・対象者:定年退職者、勤務延長により勤務した後退職した者、定年前退職者で勤続25年以上かつ退職日の翌日から起算して5年以内の者 ・採用方法:対象者のうち、公務内で雇用されることを希望する者について、従前の勤務実績等に基づく選考により採用。
9 栃木県	従前の勤務実績等に基づき選考している。
10 群馬県	① 退職前の勤務実績(勤務状況)が適正なこと ② 教育への意欲・意欲を有すること ③ 健康状態が良好であり、任期中、勤務が可能なこと
11 熊本県	在職期間中の勤務状況、面接、健康状態に基づき、総合的に選考する。
12 千葉県	ア 定年退職で勤務成績が良好であった場合 イ 定年以外で退職する方(ア)(イ)の両方を満たす方が再任希望できる。 (ア)25年以上勤続して退職した方 (イ)当該退職の日の翌日から起算して5年経過する日までの間にある方
13 東京都	・書類選考、面接により選考を行う。
14 神奈川県	・再任用希望者の能力、意欲、勤務実績及び健康状況について総合的に判断し、選考している。
15 新潟県	・退職前の勤務実績、職務の遂行に必要とされる知識又は技能、職務に対する意欲などの観点から、面接による選考を実施
16 富山県	・再任用を希望する職員から提出された、①選考申込書、②健康診断結果の写し等、③作文などの書類に基づき、健康診断等の結果、勤務実績等を総合的に判断して選考を行う。 必要と認められる場合は、応募者の面接を行ふ。
17 石川県	従前の勤務実績、健康診断結果等により選考を行う。
18 福井県	面接結果、勤務実績、健康診断結果等により総合的に判断する
19 山梨県	・再任用を希望する教職員に対しては、別に定めるところにより面接を行うこととする。再任用を希望する教職員の選考は、前項の面接及び教職員としての勤務成績等を基に、当該再任用職に対する意欲、能力等を総合的に判断し行ふ。
20 長野県	従前の勤務実績、面接、健康診断等に基づき選考する。(働く意欲と能力のある者を選考)
21 岐阜県	・再任用職員の選考は、再任用を希望する教職員の勤務実績等により教育長が行うものとする。(岐阜県公立学校教職員再任用制度実施要綱 第5条)
22 静岡県	・本人の健康状態、履歴事項を確認の上、希望調査の作文及び面接により選考する。
23 愛知県	・本人の再任用希望と校長の推薦書に基づき、選考する。
24 三重県	・勤務実績 ・健康状態(健康診断の結果による)・任用年度末までの勤務に支障がないかを確認。) ・その他本人の勤務に対する意欲(本人の提出調書と面接ヒアリングによる)
25 滋賀県	・学校長からの勤務実績の報告および再任用に対する学校長の意見、並びに健康診断書により選考している。
26 京都府	・勤務実績： 在職中の勤務実績が良好であること。 ・勤務意欲： 職務を遂行するについて意欲を有すること。 ・心身の状況： 職務を遂行する心身の状況にあること。 ・資格・免許・専門的知識等： 法令により必要とされる資格又は免許、専門的知識等を必要とする職務にあっては、当該資格又は免許、専門的知識等を有していること。
27 大阪府	府教委は、職種ごと(職種内に区分がある場合は区分ごと。)に次に掲げる基準に基づいて、申込者の従前の勤務実績、勤務意欲、心身の状況及び資格・免許、専門的知識等並びに必要に応じて実施する面接査定の結果を総合的に判断し、合否を判定する。 (1)従前の勤務実績…在職中の勤務実績が良好であること。 (2)勤務意欲…職務を遂行するについて意欲を有すること。 (3)心身の状況…職務を遂行し得る心身の状況にあること。 (4)資格・免許・専門的知識等
28 兵庫県	「再任用希望調査票」に基づき、本人の意思及び記入事項を再確認し、必要に応じて以下の項目についても確認する。 ・現任校(在職時)等の勤務の状況 ・自己的経験を活かすことができる職務 ・現在及び今後の健康状態(1年間の勤務が可能か否か)
29 奈良県	・本人の意向申出書、勤務状況報告書、作文、健康診断書等の書類に基づいて総合的に判断して選考している。定年前早期退職者については筆記試験、面接試験(教育実践・教育観・勤務意欲・人間性)による選考を行っている。 ・また、事務職員については、在職中の勤務実績、健康状態等を総合的に判断して選考している。
30 和歌山县	・本人の希望に基づき、県立学校においては学校長が、小中学校においては市町村教育委員会が、県教育委員会に推薦する。県教育委員会は推薦された職員の勤務実態に基づき任用する。なお、任用にあたっては、人事主事等が面接を行ふ場合もある。
31 鳥取県	・従前の勤務実績、健康状況による選考を行う。
32 島根県	・退職前の在職における勤務成績が良好であること。 ・選考対象職務を遂行する能力・資格があると認められること。 ・退職後も再任用によって引き続き勤務する意欲があること。 ・健康状態が良好で、再任用の職務に堪え得ること。
33 岡山県	・従前の勤務実績及び岡山県教育委員会が実施する面接に基づき選考する。
34 広島県	特になし
35 山口県	・実施要項において、「選考は、提出書類(再任用教職員志願書・再任用教職員健康診断書)、面接、勤務実績及び健康状態等に基づき行う。」として示しており、これに基づいて選考している。
36 徳島県	【対象者】 ① 定年退職者 ② 定年前退職者で次の要件を満たす者 ア 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者 イ アに該当する者として再任用をされたことがある者 【選考審査】 従前の勤務成績、健康診断及び面接審査による

都道府県 指定都市	1 選考基準等
37 香川県	<p>【小中学校】</p> <p>○対象者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 平成26年3月31日に定年退職予定の市町(学校組合)立小・中学校に勤務する校長、教員及び事務職員</p> <p>(2) 平成22年3月31日から平成25年3月31日までに退職した者で、平成25年4月1日付けで再任用されている教員及び事務職員</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれの場合であっても、次の各号のすべてを満たす者とする。</p> <p>① 平成26年度における再任用後の勤務について意欲を有すること。</p> <p>② 平成26年度における再任用後の勤務が可能な健康状態を維持できること。</p> <p>③ これまでの勤務実績が良好であること。</p> <p>④ 教育職員免許法により授与される各相当の普通免許状(教員免許更新制度に基づき、必要がある場合には適切に更新がなされている普通免許状)を有すること。(事務職員を除く。)</p> <p>○採用選考は、面接、健康診断及び従前の勤務実績等に基づき行ふものとする。</p> <p>【県立学校】</p> <p>○対象者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 平成26年3月31日に定年退職予定の県立学校に勤務する教職員</p> <p>(2) 平成25年3月31日、平成24年3月31日、平成23年3月31日又は平成22年3月31日に定年退職した者で、平成25年4月1日付けで再任用されている教職員</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれの場合であっても、次の各号のすべてを満たす者とする。</p> <p>① 平成26年度における再任用後の勤務について意欲を有すること。</p> <p>② 平成26年度における再任用後の勤務が可能な健康状態を維持できること。</p>
38 愛媛県	・在職中の勤務実績等に基づく選考
39 高知県	・面接審査、健康診断結果及び勤務実績を総合的に判断し、選考する。
40 福岡県	・職員の健康診断書、退職前の勤務実績評価、所属長の意見等を参考に、選考により採用する。
41 佐賀県	<p>・申込書の記載内容、勤務成績、面接、健康状態等を参考に選考する。</p> <p>・校種別・職種別・担当教科別に、過欠状況をもとにした任用計画に基づき選考する。</p>
42 長崎県	・定年前の勤務実績等(退職前の勤務状況、健康状態、面接の実施等)に基づく選考により採用
43 熊本県	<p>1 選考の対象とする者</p> <p>次の各項目をともに満たす者を選考対象とする。</p> <p>(1) 勤務に耐えられる心身の状況にある者</p> <p>(2) 該当教科・科目・職種に欠員がある者</p> <p>2 選考の方法</p> <p>(1) 第1次選考</p> <p>① 評価者評価、②面接、③論文</p> <p>(2) 第2次選考</p> <p>① 定員管理計画の再任用採用予定数を超えない範囲、なお、再任用短時間勤務2人(勤務時間の合計が週38時間45分)を再任用フルタイム勤務採用予定者1人と換算する。</p> <p>② 選考に当たっては、面接点及び論文点の合計点数が上位の者から選考する。</p> <p>③ 再任用採用予定者については、次の(ア)、(イ)、(ウ)の順で選考する。</p> <p>(ア) 短時間勤務を第1希望とする者の中で配置可能な学校においてペアが成立する者。</p> <p>(イ) 短時間勤務を第1希望とするものの中で、主幹教諭配置校において配置可能な者。</p> <p>(ウ) フルタイム勤務を第1希望とする者と、(ア)、(イ)においてペアが成立しない者でフルタイム勤務が可能な者。</p>
44 大分県	・再任用希望者に対して面接を実施し、面接評価、人事評価、健康診査の上、各学校の欠員状況に応じて任用している。
45 宮崎県	・面接内容、勤務実績、健康状態を総合的に検討して、再任用候補者名簿登載者を決定する。
46 鹿児島県	<p>(1) 再任用者数は、再任用希望者の申から新規採用者数及び欠員状況(中・高の場合は教科ごとの欠員)等を考慮の上、総合的に判断し決定する。</p> <p>(2) 再任用者の決定のための評価に当たっては、健康状況・勤務実績・所有免許状、及び資格、意欲と能力等を総合的に判断し、決定する。</p> <p>(3) 全県的な配置ができるよう、極端な任地制限等がないか判断し決定する。</p>
47 沖縄県	・面接を実施し、勤務実績、健康状況、各学校長所見等を基に総合的に判断する。
48 札幌市	・申込書の提出のあった者について、書類による選考を行う。
49 仙台市	<p>「公立学校教育職員の再任用制度運用方針」に基づく</p> <p>○接続型再任用</p> <p>・対象者は、退職時に県費負担教職員(教育職員に限る。以下同じ。)である者のうち、平成26年3月31日付け定年退職予定者。</p> <p>・選考は、従前の勤務実績、健康診断により行う。</p> <p>・原則として希望者は任用する。</p> <p>・勤務形態は原則として常勤とする。</p> <p>○從来型再任用</p> <p>・対象者は退職時に県費負担教職員(教育職員に限る。)であり、昭和24年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者(平成26年3月31日付け定年退職予定を除く。)で、下記のいずれかに該当する者(現に再任用されている者を含む。)。</p> <p>(1) 定年退職者</p> <p>(2) 25年以上勤務して退職した者であって、当該退職日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者</p> <p>(3) (2)に該当する者として再任用されたことがある者</p> <p>・選考は、従前の勤務実績、面接、小論文(作文)、健康診断により行う。</p> <p>・必要に応じて任用する。</p> <p>・勤務形態は常勤及び短時間の2種類とする。</p>
50 さいたま市	・在職中の勤務実績(勤務状況)、健康状況の確認、面接の実施等に基づき、総合的に選考する。
51 千葉市	・従前の勤務実績、面接等による選考を行う。
52 川崎市	・再任用希望者の能力、意欲、勤務実績及び健康状況について総合的に判断し選考する。
53 横浜市	再任用希望者の能力、勤務実績、面接、健康状況について総合的に判断し、選考する。
54 相模原市	・再任用希望者の能力、意欲、勤務実績、志望動機及び健康状況について総合的に判断し、選考している。
55 新潟市	退職前の勤務実績、再任用する職の業務遂行に必要とされる知識又は技能、職務に対する意欲、健康状況等の観点から、書類により選考する。
56 静岡市	・本人の健康状態、履歴事項を確認の上、希望調書の作文及び面接試験により審査する。
57 浜松市	特になし
58 名古屋市	・本人の再任用希望と校長の推薦書等に基づき、選考する。
59 京都府	<p>① 勤務実績 在職中の勤務実績が良好であること。</p> <p>② 勤務意欲 職務を遂行するについて意欲を有すること。</p> <p>③ 職務遂行能力 職務を遂行するについて十分な能力を有すること。</p> <p>④ 心の状況 職務を遂行するうるし心の状況にあること。</p> <p>⑤ 資格・免許等 法令により必要とされている資格又は免許、専門知識等を必要とする職務にあっては、当該資格又は免許、専門知識等を有していること。</p>
60 大阪市	<p>・職種毎に申込者の従前の勤務実績、勤務意欲及び心身の状況等並びに必要に応じて実施する面接考課の結果を総合的に判断して合否を判定する。</p> <p><全校種の管理職について></p> <p>・日常の勤務実績</p> <p>・教育長面接(個人面接)</p> <p>・「再任用後の学校経営目標」等についてレポート</p> <p>・上記3項目により選考している。</p> <p><管理職以外></p> <p>職種毎に申込者の従前の勤務実績、勤務意欲及び心身の状況等並びに必要に応じて実施する面接考課の結果を総合的に判断して合否を判定する。</p>
61 堺市	・従前の勤務実績等に基づく選考者 必要に応じて面接を実施し、市教委が今否の判断。
62 神戸市	<p>【県費】課題論文の提出、健康状態の確認、面接を経たうえで、勤務実績、勤務形態等の希望などを総合的に判断して選考する。</p> <p>【市費】口頭試問、勤務実績、出勤状況及び健康状態を総合的に勘案し選考する。</p>
63 岡山市	・再任用希望者の能力、意欲、勤務実績、志望動機及び健康状況について総合的に判断し、選考している。
64 広島市	退職前の勤務実績や提出書類に基づき選考を行い、再任用候補者名簿への登載者を決定している。
65 北九州市	職員の健康診断書、退職前の勤務実績評価、所属長の意見等を参考に、選考により採用する。
66 福岡市	再任用候補者が退職後も学校に勤務し、教育にあたるにふさわしい人物であるかについて、その人柄、識見等の面から総合的に判断する。
67 熊本市	<p>【小学校・中学校】</p> <p>(1) 小論文、個人面接及び従前の勤務実績に基づいて選考する。</p> <p>(2) 短時間勤務について、2人1組とすることができない場合及び主幹教諭配置校に配置されている主幹教諭の担当教科と希望者の担当教科が合致しない場合は、その者に係る任用を行わないこととなる。</p> <p>(3) 義務教諭、栄養教諭、学校栄養職員又は事務職員が短時間勤務のみを希望した場合で、申込みの状況により2人1組とすることができないことが明らかなときは、その者に係る選考は行わないものとする。</p> <p>【高等学校】</p> <p>個人面接及び従前の勤務実績等に基づいて選考する</p>

7-3. 教職員の再任用の募集形態等(平成26年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 校種	2 フルタイムのみ	3 短時間のみ	4 ともに募集
1 北海道	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手、事務職員、技能労務職員
	特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技能労務職員
2 青森県	全校種			全職種
3 岩手県	小学校・中学校	事務職員	教諭	養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員
	高等学校・特別支援学校	教諭、養護教諭、実習教諭、寄宿舎指導員		
4 宮城県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、主査、技師
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、主査、技師
5 秋田県	小学校・中学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員		
	高等学校	教諭、養護教諭、実習助手、事務長、現業職員		
	特別支援学校	教諭、養護教諭、実習助手、学校栄養職員、寄宿舎指導員、事務長、現業職員		
6 山形県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、実習教諭、寄宿舎指導員
7 福島県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員、栄養職員	事務系職員	教諭、事務職員
	高等学校・特別支援学校	養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員	事務系職員	教諭、事務職員
8 茨城県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、学校栄養職員
	高等学校	事務職員、学校栄養職員、寄宿舎指導員、技能労務職員		教諭、養護教諭、実習助手
	特別支援学校	養護教諭、実習助手、事務職員、学校栄養職員、寄宿舎指導員、技能労務職員		教諭
9 栃木県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技能労務職員
10 群馬県	小学校・中学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員		
	高等学校・特別支援学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員		
11 埼玉県	小学校・中学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校	校長	教頭	教諭、養護教諭、実習助手、事務職員、栄養職員、技能職員
	特別支援学校	校長	教頭	教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、栄養職員、技能職員
12 千葉県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員、栄養職員		教諭
	高等学校・特別支援学校	養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、栄養職員、学校技能員、調理員、介助員、運転手		教諭、事務職員
13 東京都	小学校・中学校	校長、副校長		教諭、事務職員・学校栄養職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、事務職員・学校栄養職員、その他教育職員(司書、技能職員、看護師)
14 神奈川県	小学校・中学校			教諭、養護教諭及び栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭及び栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員
15 新潟県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手
16 富山県	特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手
	高等学校	校長、教頭	平成25年度再任用されていた教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員	①事務職員、学校栄養職員 ②平成25年度未定年退職予定の教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員
17 石川県	小学校・中学校	養護教諭、事務職員、栄養職員		教諭
	高等学校・特別支援学校	養護教諭		教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員
18 福井県	小学校・中学校			教諭、事務職員
	高等学校・特別支援学校	養護教諭、学校栄養職員		教諭、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員
19 山梨県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、主任学校栄養職員、事務主任		教諭
	高等学校・特別支援学校	養護教諭、寄宿舎指導員		教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員
20 長野県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手、事務職員
21 岐阜県	特別支援学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、寄宿舎指導員
	高等学校			校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員
22 静岡県	小学校・中学校	養護教諭、事務職員、学校栄養職員		教諭
	高等学校	校長、副校長、教頭、事務長		教諭、養護教諭、実習助手、事務職員
23 愛知県	特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長		教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員
24 三重県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員		教諭
	高等学校	養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校司書、技術職員		教諭、実習助手、事務職員、現業職員
	特別支援学校	養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校司書、技術職員		教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、現業職員
25 滋賀県	全校種			校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師、実習教諭、実習助手、寄宿舎指導員等
26 京都府	全校種			全職種
27 大阪府	小学校・中学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、栄養職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手、事務職員
	特別支援学校	寄宿舎指導員		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員
28 兵庫県	小学校・中学校			全職種(養護教諭、栄養教諭、事務職員はフルタイム勤務となるよう依頼)
	高等学校・特別支援学校			全職種(養護教諭、実習助手及び特別支援学校の教諭についてフルタイム勤務となるよう依頼)
29 奈良県	全校種			全職種
30 和歌山県	全校種			管理職を除く教職員
31 鳥取県	全校種			教諭、養護教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、介助職員、学校技能主事、学校栄養職員、技術職員(船員)
32 島根県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員
33 岡山県	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員
	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員
34 広島県	高等学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手
	特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員
35 山口県	全校種			校長、教頭、事務職員、学校栄養職員、実習助手
36 徳島県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、栄養職員、事務職員(県立は短時間のみ)
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、事務職員、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員
37 香川県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員
38 愛媛県	小学校・中学校			全職種
	高等学校・特別支援学校			全職種

都道府県 指定都市	1 校種	2 フルタイムのみ	3 短時間のみ	4 ともに募集
39 高知県	小学校・中学校	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、総括主任		教諭、養護教諭、栄養教諭、行政職(総括主任を除く)
	高等学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、事務長		教諭、養護教諭、実習助手、行政職(事務長を除く)
	特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、事務長		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、行政職(事務長を除く)
40 福岡県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員		教諭
	高等学校	養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員		教諭
	特別支援学校	養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、事務職員		教諭
41 佐賀県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員、学校技師、介助員、調理員、農場員
42 長崎県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、副主任学校栄養職員、事務主査
	高等学校・特別支援学校	甲板員・機関員・通信員		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、副主任栄養士・主任主事・用務員・介助員・調理員
43 熊本県	全校種			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校事務職員
44 大分県	小学校・中学校			(高等学校・特別支援学校のみ実習助手、学校図書館事務職員、技師)
	高等学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、学校栄養職員
45 宮崎県	特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員
	全校種			教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、主任主事、主任技師、技術員
46 鹿児島県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手、事務職員、用務員、船舶職員
	特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、用務員、船舶職員
47 沖縄県	全校種	全職種		
48 札幌市	全校種			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
49 仙台市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員
	高等学校		教諭、実習助手	教諭、養護教諭、事務職員
	特別支援学校			教諭、養護教諭、事務職員
50 さいたま市	小学校・中学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭
	特別支援学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
51 千葉市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員
	特別支援学校			教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員
	高等学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
52 川崎市	小学校・中学校	校長		教諭、養護教諭、実習助手
	高等学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
	特別支援学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
53 横浜市	小学校・中学校	校長、教諭(拠点校指導教員以外)、養護教諭、学校栄養職員	教諭(拠点校指導教員のみ)	学校事務職員
	高等学校	教諭、実習助手		
	特別支援学校	校長、教諭(拠点校指導教員以外)、養護教諭、学校栄養職員	教諭(拠点校指導教員のみ)	学校事務職員
54 相模原市	小学校・中学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
55 新潟市	小学校・中学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、事務職員(主任)
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手
56 静岡市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員
57 浜松市	全校種			教諭
58 名古屋市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養職員、事務職員、栄養教諭
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手
	特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養職員、事務職員、栄養教諭
59 京都市	小学校	養護教諭、事務職員、栄養教諭		教諭
	中学校	養護教諭、事務職員		教諭
	特別支援学校	養護教諭、事務職員、栄養教諭		教諭
	高等学校	養護教諭、事務職員		教諭、実習助手
60 大阪市	幼稚園	園長		
	小学校・中学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員
	高等学校・特別支援学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員
61 堺市	全校種	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員、実習助手
62 神戸市	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員		教諭
	特別支援学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員		教諭
63 岡山市	小学校・中学校・高等学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、小学校・中学校事務職員、小学校・中学校学校栄養職員
64 広島市	小学校・中学校	校長、養護教諭、事務職員、学校栄養職員		教諭
65 北九州市	小学校・中学校、特別支援学校、高等学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員		教諭(全ての校種で)
66 福岡市	小学校・中学校			教諭、事務職員、養護教諭、栄養教諭
	高等学校			教諭、事務職員、養護教諭、実習助手
	特別支援学校			教諭、事務職員、養護教諭、栄養教諭
67 熊本市	幼稚園	教諭		教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	小学校・中学校			教諭、養護教諭、実習助手
	高等学校			